



全国オンブズ 大阪大会 のご案内

今年の全国大会は大阪で、10/25、26(土、日)に開催します。現地とオンライン参加が可能です。「ゆめしまは ゆめのあとさき カネの海」をテーマに、万博・IR・税金の使い道を、市民の目で問い直します。全国大会は、集う市民オンブズの活動家と直接交流でき、最新の事例・ノウハウが学べる貴重な機会です。参加はどなたでも可能。みなさんにご参加を呼び掛けています。

【開催概要】

- ・日時：10月25日(土)13:00～18:00+懇親会
26日(日)9:10～12:00+オプション企画
- ・会場：ドーンセンター(大阪市中心区
大手前1-3-49) <https://www.dawncenter.jp/shisetsu/map.php>
- ・キャッチコピー：「ゆめしまは ゆめのあとさき カネの海」
- ・参加対象：市民オンブズ、行政監視に関心のある方ならどなたでも
- ・参加費：2000円 資料代：3000円(ネット無料ダウンロードあり)
- ・懇親会費：5000円【10/8(水)締切】定員あり

【プログラム(抜粋)】

- 1日目(全体会)
- ・万博・IR 現地からの報告
 - ・政務活動費／包括外部監査通信簿
 - ・AIで挑む談合追及(中林純・京都大教授)
 - ・各地報告(消防デジタル無線談合・活性炭談合・県警再就職調査)
 - ・懇親会ゲスト：せやろがいおじさん
- 2日目(分科会+全体会)
- ・大阪問題／政治とカネ／情報公開(森田明弁護士)
 - ・午後：オプション企画「お笑い大阪万博」坂本篤紀氏(日本城タクシー社長)ら

【申込方法】

- ・事前申込制(下記申込用紙を拡大コピーして使用)。全国オンブズのHPから申し込む(<http://www.ombudsman.jp>)。宿泊は各自。

カンパのお願い

○全国事務局体制維持カンパ及び、全国大会開催経費を賄うカンパを訴えています。

全国事務局は、1名の常勤職員を雇用し、これまでの活動を支えてきました。しかし、加盟団体数が減少したことなどにより雇用経費が賄えなくなってきており、このままでは12月末をもって解雇せざるを得ない状況になっていることから、体制維持カンパを訴えています。また、全国大会でもカンパを募集しています。

○送金先

- ・銀行振込：あいち銀行 大津橋支店 普通 1121502 全国市民オンブズマン大会基金(事務局長新海聡)
- ・郵便振替：00880-0-92327 全国市民オンブズマン連絡会議
- ・ゆうちょ銀行：〇八九店 当座 92327 全国市民オンブズマン連絡会議

第32回全国市民オンブズ大阪大会2025		大会現地参加申込書	
開催日：2025年10月25日(土)～26日(日)		参加費：2,000円(2日間) 懇親会：5,000円 資料費：3,000円	
■お申込みは下記いずれかで。懇親会締切は10月8日(水)		Fax: 052-953-8050	
メール: info@ombudsman.jp		可能限り、右QRコードを読み取って、Peatixでお申込みください。 https://ombuds2025.peatix.com/	
■全国市民オンブズマン連絡会議のHP(http://www.ombudsman.jp)からでもPeatixでの申込みができます。		■メイン会場100人、懇親会場定員あり(懇親会締切は10月8日(水) 先着順)	
■Zoomウェビナー参加の方は上記QRコードかメールでお申し込みを(参加費無料、カンパ歓迎)		■宿泊ホテルは会場周辺にありますので各自で確保して下さい。	
団体名	都道府県名	TEL	TEL
連絡先(住所)		FAX	FAX
		メール	メール
参加者のお名前	参加費 2000円	資料費 3000円	懇親会 5000円
	個人別の 合計金額 (円)	希望分科会に○を	事務局 使用欄
		大阪問題	政務 活動費+ 政治資金
		情報公開	
参加者数 合計	金額	参加費と資料費と懇親会の合計額を当日お持ち下さい。	
名	総合計	円	

■個人参加の場合、団体名は空欄でよいです。

当日、名札をお渡しします。領収証は基本的に発行しません。
どうしても必要な方は、事前にご連絡の上、当日受付で受け取って下さい。

■取組した個人情報は、全国市民オンブズマン大会のお知らせ以外に利用することはありません。この情報は第三者には提供しません。

■問い合わせ先 第32回 全国市民オンブズ 大阪大会実行委員会
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9 テサマンション丸の内第2 502 TEL 052-953-8052

トピックス

政活費の領収書とマニュアルの公開ページリンクを更新（8月）

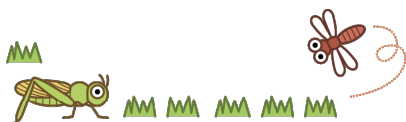
全国市民オンブズは、リンク化している47都道府県・政令市・中核市の政務活動費のマニュアルと領収書のネット公開状況をこの8月に再調査を行いリンクを更新したと公表。

マニュアルは、昨年度の調査以降、今回の調査までに、25都道府県・7政令市・23中核市の議会が改訂していることが分かったとします（https://www.ombudsman.jp/seimu_category/seimu_manual1）。そのリンク表には、ネット掲載していない和歌山県のマニュアルも掲載されていくことができます。

領収書は、すでに、28都府県議会・14政令市議会・50中核市議会では領収書のネット公開をしているとしています（リンク表 https://www.ombudsman.jp/seimu_category/link-2）。なお、和歌山県議会は未だ未公開です。

昨年、全国オンブズは、独自の評価基準で「政務活動費マニュアルランキング」を発表しましたが、今年も全国大会でランキングを公表するとしています。

また、領収書を未公開のところには、直接、議員や議会に政務活動費の領収書を「なぜいまだにネット公開しないのか」あるいは、「いつ公開するのか」を聞いてみましょう、と呼び掛けています。



香川県監査委員 県民から疑念を抱かれる ことのないよう透明性の 確保を求める

香川県監査委員は、この程、市民オンブズマン香川が6月にしていた政務活動費約4330万円の返還を求める住民監査請求の監査結果において、監査中にあった議員4人の修正なども踏まえ、一層の透明性を確保し、県民から疑念を抱かれることがないように、政活費マニュアルのさらなる見直しなどを議会に要望しました。但し、支出の違法を認めず請求は棄却しました。

兵庫県議会 ポイント支払分に政活費 SNSの指摘から返還へ

兵庫県議会は、この程、ポイントで支払ったガソリン代などに支出していた政務活動費について、県議3人から計約1万3千円の返還申し出があったと発表。申し出たのは、自民党の長岡壮寿県議、維新の会の坂田隆徳県議、ひょうご県民連合の北上哲仁県議の3人。3人の支出は、2024年度分。いずれもポイントで支払ったガソリン代やコピー用紙の代金に、うっかり政活費を充てていたなどという。県議会は、収支報告書に限らず、すべての領収書をホームページで公開している。それを見た県民のSNSでの指摘が拡散し是正が実現。

【注】和歌山県議会は、領収書を一切公開していません。

部会
集談
編座

検審の不起訴「不当」を深める

手抜き捜査に驚愕！

政治資金規正法違反容疑の告発の不起訴処分を不服としてしていた審査請求で、届いた検察審査会の議決は、植木案検事がした不起訴処分を「不当」として、処分の再考を求めました。検察の手抜き捜査を浮き彫りにしている不当理由を深めます。

松井 今日、3人そろいきました。

迫間 いろいろ野暮用が多くて、欠席して申し訳ないです。

畑中 元気なら、問題ないですよ。

松井 台風15号、雨や突風の被害をもたらしました。被災された方々にお見舞い申し上げます。

迫間 台風でいえば、昨年の全国大阪大会の現地開催が台風の影響で中止になりました。

松井 でも、ネットで催しましたから。

畑中 それも、すごいことでした。

迫間 今年も大阪で、リアル開催を再チャレンジするようで……。

畑中 着々と準備がすすんでいるようです。

松井 募集中ね、参加者を。

畑中 関心のある方なら、どなたでもご参加いただけますから。

松井 この間に、不起訴「不当」という検審の

議決通知が届きましたね。

畑中 はい、1面にも掲載しました。

迫間 よかったですね。不服申立しています。

松井 前回、準備中とか言っていた住民監査請求ですが、されなかったですね。

畑中 そう、それはまだなの。2024年度分の政活費の資料が開示されるようになります。

て……。

迫間 そちらも調べていると。

畑中 見ていると、目移りして、あれもこれもと……。

松井 じゃあ、本日は、検審の議決を深めましょう。



不信募る検察に

松井 まず、畑中さんに伺いましょうか。不起訴処分「不当」という

畑中 検審の議決の感想を。起訴相当を求めた

審査請求でしたが、安堵感を抱きました。その一方で、浮き彫りにされている捜査が尽く

されていない実態に驚

愕し、検察への不信が募りました。

迫間 それ程ひどいの？

畑中 手抜き捜査の実態が浮き彫りになっていきますよ。

松井 それをここで浮き彫りにするには、通知書の不当理由の部分を共有することが必要では、それをベースにしないと……。

畑中 そうしましょう。不当理由の部分を本書5、6ページに、一部個人名は伏せてほぼそのまま掲載しましたので、それをご覧下さい。

吉井県議、山下

県議及び二階氏

の不当理由

松井 まず、吉井県議、山下県議及び二階氏からですか。

畑中 トップはその3人ですが、理由は、6グ

不起訴「不当」理由 1

1 吉井県議、山下県議及び二階氏について

(1) 本件において共通して問題となっている収支報告書における党費の取扱いについて、県連が行っている方法が確立した記載方法であるという十分な証拠は見当たらない。

よって、収支報告書における党費の取扱いについて、県連が行っている記載方法が本来の記載方法であると判断することはできず、ひいては、各支部において支部交付金もしくは寄附として記載されていたものが実際は党費であって、記載に誤りはないとの県連の弁解に疑問が残るといわざるを得ず、改めて十分な捜査を尽くすべきである。

(2) また、令和4年5月20日に県連から自民党県和歌山市支部連絡協議会に対して支出したとされている支部交付金300万円につき、県連に令和4年度の収支報告書における記載義務違反が問われている点について、県連は、これは協議会が誤って記載しているのであって、県連ではなく、自民党県参議院選挙区第二支部からの交付金であると弁解するが、同支部の同年度の収支報告書の支出欄にその旨の記載がないなど、不自然な点が存在し、捜査が十分には尽くされていない。

(3) 二階氏についても、より広範に関与の有無について事情を聴取するなど、捜査を尽くすべきである。

2 濱口県議と会計責任者について

濱口県議が供述する収支報告書の提出が遅れた理由は何ら合理的なものではなく、もし真に収支報告書を期限内に提出するつもりであったのであればそれは十分に可能であった。であるのに、それをしていないのであるから、濱口県議には期限を徒過して提出しても構

〈次頁に続く〉



ループに分けて述べています。
迫問 それはどいう分
け方で……。
畑中 支部や政治団体毎
の代表者と会計責任者

という関係です。その
支部や団体の政治資金
収支報告書の不提出や
収支の不記載が嫌疑で
す。
迫問 先の3人は？
畑中 その面々は、昨年
7月に告発した自民党
県連分で、告発対象年
当時の、二階氏は代表
者であり、吉井県議と
山下県議は会計責任者

でした。
迫問 なるほど、そいう
う関係ね。
畑中 自民党県連の収支
不記載の告発金額です
が、2019年から22
年の収支合計約241
9万円を特定していま
す。
松井 不当とした理由
は、「記載に誤りはな
いとの県連の弁解に疑

問が残るといわざるを
得ず」とし……。
迫問 県連の弁解に「不
自然な点が存在し、捜
査が十分には尽くさ
ていない」としています
ね、いかがですか？
畑中 検察の捜査の不備
を端的に指摘されてい
て、改めて、検察の手
抜き捜査に怒りを覚え
ます。

迫問 二階氏についても
「より広範に関与の有
無について事情を聴取
するなど、捜査を尽く
すべきである」として
いますが、いかがで
すか？
松井 思うに、不起訴と
いう結論が先にあっ
て、手抜き捜査を承知
で処分をしているな
あ、という印象です。

迫問 県民は、政治資金の透明化に厳しい対応を求めるといいますが、畑中も、私達も、厳しめを

不起訴「不当」理由 2

〈前頁の続き〉

わないという認識があったものといわざるを得ず、会計責任者との間の共謀等もあわせ、さらに捜査を尽くすべきである。

3 向井元県議と会計責任者について

会計責任者が供述する収支報告書の提出が遅れた理由は何ら合理的なものではなく、法で定める収支報告書の提出期限を軽視し、あえて期限を7か月近くも徒過した後に提出したことについて提出け怠の故意が認められると評価すべきものであり、向井元県議との共謀等もあわせ、さらに捜査を尽くすべきである。

4 藤山県議及び会計責任者について

藤山県議の弁解は、自民党県海南市・海草郡第三支部の口座の動き等と齟齬するものであり、信用できない。検察官において、同口座の出金状況等を踏まえ、両名の共謀も含め、より積極的に追及がなされるべきである。

5 宇治田元県議及び会計責任者について

宇治田元県議の供述する収支報告書の作成状況は、一般の市民感覚とはかけ離れたものでありにわかに信じがたいものであるし、仮にその作成状況を前提としても、少なくとも、収支報告書の記載に漏れや虚偽記載が存在し得ることは認識していたはずであり、会計責任者との共謀等もあわせ、さらに捜査を尽くすべきである。

6 富安県議(当時)及び会計責任者について

富安元県議の供述する収支報告書の作成状況は、一般市民の感覚からは、到底信じることはできないし、仮にその作成状況を前提としても、記載義務違反や虚偽記載があり得ることにつき、両名は認識があったはずであるし、その上で会計責任者の名前で提出していたのであるから、共謀についても、十分認められ得るものであり、積極的に捜査を尽くすべきである。

望んでいます。県民も、厳しい対応を求めているはずですよ。松井 特に、不記載は、「裏金」になり得ますから。

畑中 そつ、いい加減な捜査でお茶を濁されては、検察の信頼をなくしますよ。

濱口県議らの不当理由

迫間 次は、濱口県議です。ね。

松井 不当理由からすると提出が告発の嫌疑のようね。

畑中 そつです。県議は、自民党新宮支部の代表

者です。告発は、不記載も特定しています。

迫間 不当理由は、「濱口県議には期限を徒過して提出しても構わない」という認識があったものといわざるを得ず」と評価されていますが……。

松井 期限を徒過したことに「故意」が推認できるといふことよ。

迫間 「うっかり」ミスじゃないなら、起訴できると、そうではないの……。

畑中 そつ。捜査を尽くさないで不起訴はいよね。

迫間 だから、「会計責任者との間の共謀等もあわせ、さらに捜査を尽く」せといっているのね。

向井元県議らの不当理由



松井 次は、向井元県議らです。

迫間 議決は、「提出け

怠の故意が認められると評価すべきものであ」とまで言っていますよ。

松井 それは、会計責任者の供述から、そう評価すべきとまで言っているのよ。

迫間 なら、不起訴はあり得ない、と思いませんか。

畑中 思いますよ。起訴は当然かと。

迫間 なのに、不起訴なんだから不思議ね。検察官の目は節穴かしら。

松井 続いて議決は、「向井元県議との共謀等もあわせ、さらに捜査を尽くすべきである」としています。



迫間 ということからすると、捜査は、向井元県議から事情聴取してないのかしら。

松井 あり得ますね。

藤山県議らの

不当理由

畑中 次にすみましよう。次は、藤山県議からです。

迫間 議決は、県議の弁解について、「支部の口座の動き等と齟齬するものであり、信用できない」とズバリ、信用性を否定しています。

松井 その上で、「同口座の現金状況等を踏まえ、両名の共謀も含め、より積極的に追及がなされるべきである」としています。

迫間 そうすると、植木検事さんは、口座の動きを確認していないの

かしら。

畑中 それを確認せず、不起訴にしていたなら、職務怠慢。

迫間 口座の動きと齟齬することを知りつつ、追及を見逃していたなら。

畑中 うーん。それもあり得るね。追及を怠っていることは、確かなことなんですが……。

宇治田元県議 らの不当理由

迫間 次は宇治田元県議からです。

松井 議決は、「収支報告書の記載に漏れや虚偽記載が存在し得ることとは認識していたはずであ」としていますよ。

迫間 誰がですか？
畑中 元県議がですよ。

松井 元県議は、にわかには信じがたい一般市民感覚とはかけ離れた収支報告書の作成状況を供述しているようですよ。

迫間 そう、そういう供述をしているのに、さらに追及をしないで、見逃しているのね、植木検事さんは……。

畑中 それも、存在し得る記載の漏れや虚偽記載を認識していたと認められるのに、ですよ

富安県議らの 不当理由

松井 最後は富安県議からです。

迫間 議決は、「記載義務違反や虚偽記載があり得ることにつき、両名は認識があったはずである」とし……。

松井 その上で「会計責任者の名前で提出して

いたのであるから、共謀についても、十分認められ得るものであり、積極的に捜査を尽くすべきである」としています。

迫間 それなら、起訴ができるはずと思えますが、いかがでしょうか。

畑中 起訴に必要な嫌疑は十分といえるでしょうね。

迫間 さてさて、処分を見直せ、という不起訴不当ですが、植木検事さんは、処分を見直すかしら。

畑中 県民からすると、ぜひ、処分の見直しを期待しているでしょうね。

〈おしまい〉

当面の予定

9月16日 PM2:00～

ニュース発送作業日

9月25日 PM6:00～

会員会議

10月21日 PM2:00～

ニュース編集会議

10月25、26日

全国市民オンブズ大阪大会

11月18日 PM2:00～

ニュース発送作業日

11月27日 PM6:00～

会員会議



次回会員会議のご案内

日 時 9月25日(木)午後6時～

場 所 和歌山合同法律事務所会議室

こぞってご参加下さい。